

平成25年4月1日

中小企業金融円滑化法の期限到来後の当金庫の対応について

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、当金庫にとって最も重要な社会的使命であります。

本年3月末に中小企業金融円滑化法の期限が到来しましたが、当金庫は、到来後も「金融円滑化に向けた取組方針」に基づく対応を継続し、これまでと変わりなく、きめ細かな支援を行い、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

資金に関するご相談、貸付条件等の変更等のお申し込みがあった場合には、お客さまの経営課題を十分に把握したうえで、適切に対応し、円滑な資金の供給、課題解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

◆金融円滑化ご相談・お問い合わせ窓口

貸付条件の変更等に関するご相談は、次の相談窓口をご利用ください。
事業資金ならびに住宅ローン等についてもお気軽にご相談ください。

1. 営業店

各営業店に「金融相談窓口」を設置し、営業店長と担当者を配置しています。

* 受付時間：当金庫営業日（平日）9:00～15:00

2. 本店

* 審査部：金融円滑化相談窓口 電話番号：06-6201-2889

* 受付時間：当金庫営業日（平日）9:00～17:00

3. 苦情受付窓口

* 業務推進部顧客相談課：苦情受付窓口 電話番号：06-6201-4480

* 受付時間：当金庫営業日（平日）9:00～17:00